

## 全日中事務局だより

◆新型コロナウイルス感染症の影響で会議等を含んだ各種イベントが中止となっている。全日本中学校長会でも会計監査・基金管理運営委員会、常任理事会、理事会、総会が、通常の形での開催ができない状況のため、書面表決を補助する形で、Web会議システム「Zoom」を導入した。良かった点もあったが、初めてのことでもあり、課題も浮かび上がった。以下その成果と課題

◆Web理事会及びWeb総会における成果と課題（6/10中間報告、この調査は、6/5～6/18各都道府県事務局及び理事を対象に実施）

- ・「Zoom」リハールは有効でしたがの間↓事前に各ブロックを対象に実施したりリハールは、Web理事会及びWeb総会を実施するうえで有効であったと意見が多かった。
- ・事務局で新たに準備した機器等の間↓パソコン・Webカメラ・スピー

カー・ヘッドセット・Wi-Fiルータ等の準備をしたと答えた事務局は、延べ37件となっている。

・「Zoom」に参加できませんでしたかの間↓事情により参加できなかったところもあった。

・どこから参加しましたかの間↓各都道府県事務局及び勤務校が、ほとんどであったが、自宅等からの参加もあった。

・Web会議への参加方法についての間↓Zoomアプリからの参加が多かった。

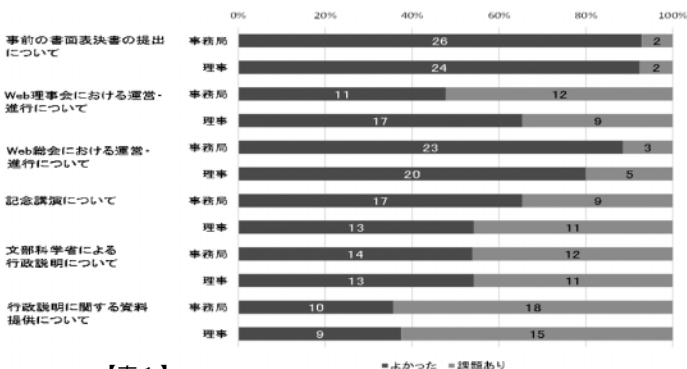
・Web理事会における運営・進行についての間↓自己紹介が長く、時間が大幅に超過したことが指摘された。

・Web総会については、時間どおりに運営できて良かったとの評価があった。

・講演については、丸山局長からの話が聞きたかったとの意見もあった。

・行政説明については、聞き取りにくい説明もあった。

・行政説明資料については、データが大きい、届いたのが直前であった等、課題が指摘された。【表1】



【表1】

◆課題に対する対応策  
 ・行政説明資料については、提供方法等について文部科学省と今後調整する。

・「Zoom」については、有効性が確認できたことから、使用規程を設けて今後広く使用できるよう準備している。

◆「Zoom」使用規定（案）

（目的）

第1条 本規定により「Zoom」を有効に活用し、全日本中学校長会の活動が円滑に行われることを目的とする。

（主管）

第2条 前条に掲げる「Zoom」の管理は、全日本中学校長会事務局（以下、「全日中事務局」という。）で行う。

（使用範囲）

第3条 第1条の目的を実現するため、全日中事務局が管理する「Zoom」を使用できる範囲は次のとおりとする。

2 全日本中学校長会が主催する次の会 全日中総会、全日中研究協議会、理事会、常任理事会、臨時常任理事会、基金管理運営委員会、会計監査、部長会、各部会、各専門委員会

3 各地区中学校長会が主催する会 地区研究大会、地区総会、地区理事会等

※「地区」割りについては、実務の手

引き10ページを参考

（使用申請）

第4条 全日中事務局が管理する「Zoom」を使用する場合は、使用予定

の1週間前までに所定の「使用申請書」により全日中事務局宛て申請手続きを行う。全日中事務局は第1条及び第3条に照らし、使用を許可する。

（会議の運営等）

第5条 全日中事務局をホスト局とし、会議参加者はゲスト局として参加する。

2 ホスト局は、全日中事務局が管理

する「Zoom」関係機材をセットアップし、ゲスト局の会議参加を許可する。

3 会議の運営等については、ゲスト局間で調整のうえ、実施する。

4 会議終了後、ゲスト局は、各自で会議退出手続きを行う。

（守秘義務）

第6条 「Zoom」の使用に当たっては、

知り得た「ID」及びパスワードを第三者に知られることのないように厳重に管

理する。

（使用申請書の保管）

第7条 全日中事務局は、「使用申請書」を保管し、使用した団体等の記録を管理する。

なお、「使用申請書」の保管期間は2

年とし、2年を経た年度末に廃棄する。

（使用中止）

第8条 会議中にトラブルが生じ、復旧等を試みてもトラブルが解消できない場合には、速やかに使用を中止し、全日中事務局に報告する。

（停電等）

第9条 使用許可を受けても、全日本中学校長会館における停電、会館を含む広域の停電等で使用できない場合がある。

会員訃報

茨城県岩坂東市立猿島学校長

霜田幸男様 六十歳 五月二十七日

謹んでお悔やみ申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。

（事務局長 松澤 宏尚）